

ヤングケアラー支援プラン(令和8年7月23日版)

【こども家庭庁支援局長を議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ】

現状・課題

- ヤングケアラー支援については、令和3年に「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」において、「厚生労働省・文部科学省として今後取り組むべき施策」が示されて以降、施策の立案や各種報酬への反映、実態把握等の各種取組が実施され、着実に前進してきた。
- 令和5年度にはこども家庭庁が発足し、令和6年度にはヤングケアラーが支援に努めるべき対象として子ども・若者育成支援推進法に明記されるなど、ヤングケアラーを取り巻く環境は大きく変化する一方、取組が進むにつれ、若者世代への支援や就労支援、家庭全体への支援の必要性が指摘されるなど、より複合的かつ長期的な課題が浮き彫りになってきたことから、「今後取り組むべき施策」について、現在の状況を反映したものに更新する必要性が生じている。



○ 更改版「今後取り組むべき施策」の策定

より効果的なヤングケアラー支援を展開するために必要な施策・取組について、こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省の実務者で検討する実務者連絡会議を開催し、その後、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携プロジェクトチームにおいて更に議論を行い、更改版「今後取り組むべき施策」をとりまとめたもの。

更新のポイント

➤ 若者世代への支援の推進

- ・プロジェクトチームの連携分野として新たに「就労」を追加し、「福祉・介護・医療・就労・教育」分野の連携へ拡大
- ・18歳以上のヤングケアラーについても、各種支援を活用できる運用の確保に向けた検討
- ・高校や大学等の進学や学業継続を支える相談体制の充実や関係機関の連携を強化
- ・就職・就労継続や柔軟な就労の確保のため、就労支援機関等と連携を強化

➤ 家庭まるごと支援

- ・ヤングケアラーが支える家庭をまるごと支援するため、家庭の価値観や状況を理解、尊重しながら信頼関係を構築し、必要な支援を実施
- ・家族間のコミュニケーションの促進等により、ヤングケアラーの負担を軽減

➤ 多様なニーズに応える支援策の推進

- ・相談先や利用可能な支援に関する情報提供に加え、家族の病気や状況について適切な説明を受ける機会を提供
- ・心身の不調軽減に向け、必要な心理支援等の機会を確保

➤ 意見聴取の推進

- ・多様な状況のヤングケアラー当事者等からの意見を聴取し、理解向上や今後の施策へ反映



複合的かつ長期的な課題に対応し、分野横断的にヤングケアラーとその家族への切れ目のない支援を推進

ヤングケアラー支援プラン(令和8年7月23日版)

【こども家庭庁支援局長を議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ】

プランの内容(取り組むべき施策)

1 早期把握・多機関連携

支援が必要でも表面化しにくいヤングケアラーの早期発見に向け、こども・若者に関わる周囲の大人の理解促進や実態把握、適切な対応方法の普及を進めるとともに、関係機関の情報連携を強化し、円滑な支援につなげる。

<取り組むべき施策>

・学校・医療・福祉機関、児童委員、地域・民間団体等における早期把握及び情報連携の推進

関係機関に対する、支援のポイントや留意点、つなぎ先の情報提供等

・地方公共団体における実態調査・把握の推進

地方公共団体における好事例の収集・展開、多言語で回答可能な調査票例の作成等

3 支援策の推進

ヤングケアラーの心身の負担軽減のため、ケアを必要とする家族自身への支援の必要性が指摘されたことや、若者まで支援対象が拡大したことを踏まえ、これまでの施策の全国展開を図るとともに、家族自身や若者世代等への支援の充実を図る。

<取り組むべき施策>

・ケアを必要とする家族への社会でのサポートの充実 **新規**

家族に対する各種ヘルパー事業の実施、福祉サービスの利用の円滑化に向けた検討、関係機関における外国語対応の強化等

・情報や資源の充実

ヤングケアラーに対する支援に関する情報提供の充実、地方公共団体による相談支援・心理支援・居場所の充実、学習支援や体験支援の取組の周知等

・若者世代への支援 **新規**

子ども・若者総合相談センター及び子ども・若者支援地域協議会の設置促進と連携強化、学校における相談体制の充実、就労支援機関等における支援事例の収集・展開等

2 家庭まると支援 **新規**

ヤングケアラーに関する課題は、本人だけでなく家庭全体の様々な問題が複合的に関係していることから、家庭全体を支援対象として捉える視点を新たに導入し、家庭全体として円滑な意思疎通等がなされるよう促す。

<取り組むべき施策>

・家庭との信頼関係の構築

食事の配送など支援のきっかけ作りやハードルを下げることに資する事業等

・家族間コミュニケーションの推進

ヤングケアラー・コーディネーターの役割の整理、福祉分野の支援におけるヤングケアラーの意見を把握する取組等

4 社会的認知度・理解の促進

ヤングケアラーの認知度は向上している一方、その問題をこどもの権利の観点から理解する認識は十分でなく、社会的認知度の向上とともに正しい理解の促進を引き続き推進する。

<取り組むべき施策>

・広く国民に対する啓発・理解の推進

国、地方公共団体におけるこども・若者、その家族に関わる分野を含め、広く国民に対する、ヤングケアラーやケアを必要とする家族に関する周知広報、理解促進等

・福祉や教育分野等関係者の理解促進

福祉や教育分野の研修においてヤングケアラーに関する内容を取り上げることの推進、ヤングケアラー支援に係る研修への参加促進等

・ヤングケアラー関連施策に関する意見聴取の促進 **新規**

施策の検討に当たって、ヤングケアラーや元ヤングケアラーからの意見聴取の機会の設定等

こどもまんなか社会の実現に向けて

ヤングケアラーとその家族への切れ目のない支援を推進することにより、ヤングケアラーが過度な負担を抱えることなく、学びや進路、社会参加などの機会を確保し、自らの希望に沿って自分らしい人生を選択できるとともに、その家族も安心して地域で暮らせる社会の実現を目指す。